

真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）

設計図書に関する質問への回答（第1回）

令和4年7月19日

大 月 市

※この回答は、令和4年6月28日(火)から令和4年7月25日(月)までの間で受け付けた設計図書に関する質問に対する回答を公表するものです。

※質問・意見の内容は、基本的に事業者からの原文のままを転記していますが、1つの文章に複数の質問があった場合は分割して回答しています。

No	項目	質問事項	回答	回答時期
1	1-1.実施設計書の記載内容について	P38の桑西第2減圧弁設置工 土工に残土処理工24mが計上されていますが、処理費の計上が見受けられませんが如何お考えでしょうか。	処分費は未計上のため、協議対象とします。	第1回目
2	1-2.実施設計書の記載内容について	P41の桑西橋橋梁添架管設置工の内、Co殻運搬・処理0.4mが計上されていますが、代価第21号には処理費が見受けられません。如何お考えでしょうか。	処分費は未計上のため、協議対象とします。	第1回目
3	1-3.実施設計書の記載内容について	P34の桑西配水布設工 φ75 土工で上層路盤51mの計上があり、詳細は代価125号と記されていますが、1層仕上げ 仕上り厚10cmとされていますが、2層仕上げ仕上げ厚17cmではないでしょうか。	上層路盤は2層仕上げ 仕上げ厚17cmのため、協議対象とします。	第1回目
4	2-1.発注者積算計上材料費価格について	国際情勢の変化から諸資材が高騰しています。当工事の積算計上材料単価は市場価格の令和4年何月版を採用されていますか。	令和4年4月版を採用しています。	第1回目
5	2-2.発注者積算計上材料費価格について	上記状況から積算計上されている材料価格と購入実情価格に大きな乖離が生じた場合は変更協議は可能でしょうか。	積算基準に基づき、協議対象とします	第1回目
6	3-1.交通誘導員について	交通誘導員の計上が積上げ仮設費（第10号内訳明細書）に含まれていますが、直接工事費に該当すると思われませんが如何お考えでしょうか。	交通誘導員は、水道工事の積算基準に基づき、直接工事費に該当しますので、協議対象とします。	第1回目
7	3-2.交通誘導員について	特記仕様書 第1章 総則 第1条 5項に“林道及び県道の管路工（配水管）の施工は片側交互通行とし”と記されています。県道規制時は有資格者が必要ですが、交通誘導員の種別（AorB）は各々何名で考えられていますか。	交通誘導員の種別はBで計上しています。配置は施工区間の前後に各1名を配置し、総計で180名計上しています。なお、施工条件等に変更が生ずる場合は、協議対象とします。	第1回目

No	項目	質問事項	回答	回答時期
8	3-3.交通誘導員について	同じく“ 施工時間外についても即日復旧により交通開放すること ” と記されていて、終業時交通解放時までは交通規制の継続とせざるを得ません。当然、昼休み他休憩時の交替要員が必要ですが如何お考えですか。	交代要員は計上していないが、同様に施工条件等に変更が生ずる場合は、協議対象とします。	第1回目
9	4.見積先について	特殊材料費等の見積先をご教示願います。	別紙①「真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）に関する特殊資材見積先一覧表」のとおりです。	第1回目

別紙①「真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）に関する特殊資材見積先一覧表」

真木地区簡易水道施設整備工事（第1工区）

工 種	見積先会社名	住 所	電 話
減圧弁設置工	角田鉄工所 株式会社	〒522-0047 滋賀県彦根市日夏町2789	0749-25-2500
	福德工業 株式会社	〒104-0033 東京都中央区新川2丁目6-2 305	050-3348-7810
	株式会社 清水合金製作所	〒160-0023 東京都新宿区西新宿4丁目2-18 三共西新宿ビル	03-3370-6586
橋梁添架管設置工	株式会社 イノアック住環境	〒141-0032 東京都品川区大崎二丁目9番3号 大崎ウエストシティビル4F	営業本部 関東統括営業所 03-6679-2392
	明和工業 株式会社	〒399-4601 長野県上伊那郡箕輪町中箕輪1481-1	長野営業所 0265-79-1501
	株式会社 多久製作所	〒104-0053 東京都中央区晴海3丁目12番地1号 KDX晴海ビル8階	東日本営業部 関東グループ 03-5859-0215